

## 宇佐市立特別養護老人ホーム妙見荘 施設利用料(入所用・1割)

## 施設サービス費の利用者負担額(1日当たり)

(単位:円)

①施設サービス費	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	573	641	712	780	847
②加算	個別機能訓練加算(Ⅰ)		12		
	個別機能訓練加算(Ⅱ)		20	(1月あたり)	
	看護体制加算(Ⅰ口、Ⅱ口)		12	(Ⅰ口 4、Ⅱ口 8)	
	夜勤職員配置加算(Ⅲ)		16		
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)		36		
	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)		40	(1月あたり)	
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		50	(1月あたり)	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		サービス費・加算に8.3%を乗じた金額		
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		サービス費・加算に2.7%を乗じた金額		
	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価		サービス費に0.1%を乗じた金額(令和3年9月30日まで)		
施設サービス費+加算分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
③1日当たり ①+②	724	799	878	954	1,028
④31日分 ③×31	22,430	24,772	27,217	29,559	31,867

上記加算以外に、認知症行動・心理症状緊急対応加算 200円/7日間、安全対策体制加算 20円/新規入所時に1回、初期加算 30円/30日間、配置医師緊急時対応加算 650円、又は1,300円、看取り介護加算 72円、144円、780円、又は1,580円を頂戴する場合があります。

## 食事負担額・居住費負担額(1日当たり)

(単位:円)

⑤食費	第1段階	第2段階	第3-①段階	第3-②段階	第4段階
	300	390	650	1,360	1,445
居住費	第1段階	第2段階	第3-①段階	第3-②段階	第4段階
⑥個室利用	320	420	820	820	1,171
⑦多床室利用	0	370	370	370	855
食費+居住費	第1段階	第2段階	第3-①段階	第3-②段階	第4段階
⑧個室利用 ⑤+⑥	620	810	1,470	2,180	2,616
⑨31日分 ⑧×31	19,220	25,110	45,570	67,580	81,096
⑩多床室利用 ⑤+⑦	300	760	1,020	1,730	2,300
⑪31日分 ⑩×31	9,300	23,560	31,620	53,630	71,300

※食費・居住費に関しては、市町村へ申請を行い介護保険負担限度額認定証が発行された場合の金額になります。

## 利用者負担額合計(31日当たり)

(単位:円)

個室利用の場合 ④+⑨	第1段階	第2段階	第3-①段階	第3-②段階	第4段階
要介護 1	41,650	47,540	68,000	90,010	103,526
要介護 2	43,992	49,882	70,342	92,352	105,868
要介護 3	46,437	52,327	72,787	94,797	108,313
要介護 4	48,779	54,669	75,129	97,139	110,655
要介護 5	51,087	56,977	77,437	99,447	112,963
多床室利用の場合 ④+⑪	第1段階	第2段階	第3-①段階	第3-②段階	第4段階
要介護 1	31,730	45,990	54,050	76,060	93,730
要介護 2	34,072	48,332	56,392	78,402	96,072
要介護 3	36,517	50,777	58,837	80,847	98,517
要介護 4	38,859	53,119	61,179	83,189	100,859
要介護 5	41,167	55,427	63,487	85,497	103,167

※医療費や理美容代等は別途必要に応じてご負担頂きます。

※オムツ代・洗濯代を含みます。

※この表はあくまでも概算であり、目安として下さい。日数や状態に応じてご負担額が前後する場合があります。

## 負担限度額

第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市区町村民税非課税の方
第2段階	・世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計金額が年額80万円以下であり、預貯金額が単身650万円、夫婦1,650万円の以下の方
第3-①段階	・世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計金額が年額80万円を超え120万円以下であり、預貯金額が単身550万円、夫婦1,550万円以下の方
第3-②段階	・世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計金額が年額120万円超であり、預貯金額が単身500万円、夫婦1,500万円以下の方
第4段階	・上記以外の方

※住民票上、世帯が異なる(世帯分離している)配偶者の所得も勘案されます。